

要望事項（優先順位 3）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された区域住民に対する安全対策

要 旨

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された区域の山林の持ち主に対する安全対策の指導を要望します。

回 答

（左京区役所）（産業観光局）

土砂災害防止法におきましては、土砂災害警戒区域等の指定がなされたことにより、直ちに、当該区域の土地所有者や管理者に災害防止の対策義務が生じるものとはなっておりません。

また、森林・林業基本法におきましても、森林所有者には、森林の整備及び保全を図る努力義務が定められておりますが、安全対策を図ることまでは義務付けられてはおりません。

以上のことから、山林の持ち主に対しての行政機関からの指導は難しい状況です。

左京区におきましては、土砂災害警戒区域等の指定に併せ、「土砂災害ハザードマップ」を地元の御協力のもと作成し、全戸配布を完了しておりますが、今後も機会あるごとにその周知に努めてまいります。また、消防、警察、土木事務所などの防災関係機関との連携により、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施するとともに、著しく崩壊のおそれのある急傾斜地等については、関連部署と連携し、京都府に対し、対策工事の実施を要望してまいります。